

○ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百三十三号）

改正案	現行
<p>（投資顧問業者と密接な関係を有する者の範囲）</p> <p>第八条 法第十九条及び法第三十三条において準用する法第十九条に規定する政令で定める者は、銀行、証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）その他の内閣府令で定める者以外の者で、次に掲げるものとする。</p> <p>一 投資顧問業者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 投資顧問業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p>イ 次に掲げる者が、当該投資顧問業者の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第十条において同じ。）をいう。以下この条及び第十条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を、自己又は他人（仮設人を含む。</p>	<p>（投資顧問業者と密接な関係を有する者の範囲）</p> <p>第八条 法第十九条及び法第三十三条において準用する法第十九条に規定する政令で定める者は、銀行、証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）その他の内閣府令で定める者以外の者で、次に掲げるものとする。</p> <p>一 投資顧問業者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条及び第十条において同じ。）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 投資顧問業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p>イ 次に掲げる者が、当該投資顧問業者の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条及び第十条において同じ。）をいう。以下この条及び第十条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を、自己又は他人（仮設人を含む。</p>

以下この条及び第十条において同じ。)の名義をもつて保有していること。(1)に掲げる者が信託会社等(信託会社又は信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。以下この条及び第十条において同じ。)である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。)を含まないものとする。)

(1)・(2) (略)

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族(配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条及び第十条において同じ。)

(4)~(6) (略)
(削る)

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者(役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条及び第十条において同じ。)及び使用人が、当該投資顧問業者の取締役若しくは執行役(これらに類する役職にある者を含む。以下この条及び第十条において同じ。)
又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

四 投資顧問業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人

以下この条及び第十条において同じ。)の名義をもつて保有していること。

(1)・(2) (略)

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族

(4)~(6) (略)

(7) (4)から(6)までに掲げる役員
の親族

ロ イ(1)から(7)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者(役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条及び第十条において同じ。)及び使用人が、当該投資顧問業者の役員の過半数を占めていること又はその代表権限を有する役員であること。

四 投資顧問業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当該法人の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該法人の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること（(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1)～(6) (略)
(削る)

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該投資顧問業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

五 (略)

(投資顧問業者の利害関係人の範囲)

第十条 法第二十二條第二項第一号及び法第三十條の三第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 投資顧問業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者
- イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当該法人の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該法人の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1)～(6) (略)
(7) (4)から(6)までに掲げる役員親族

ロ イ(1)から(7)までに掲げる者並びに当該投資顧問業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人の役員^の過半数を占めていること又はその代表権限を有する役員であること。

五 (略)

(投資顧問業者の利害関係人の範囲)

第十条 法第二十二條第二項第一号及び法第三十條の三第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 投資顧問業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者
- イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当

該投資顧問業者の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該投資顧問業者の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。)を含まないものとする。

(1)～(6) (略)

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者及び使用人が、当該投資顧問業者の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三 投資顧問業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当該法人の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該法人の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。)を含まないものとする。

(1)～(6) (略)

該投資顧問業者の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該投資顧問業者の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1)～(6) (略)

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者及び使用人が、当該投資顧問業者の役員^{の過半数を占めていること}又はその代表権限を有する役員であること。

三 投資顧問業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当該法人の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該法人の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1)～(6) (略)

ロ イ(2)から(6)までに掲げる者並びに当該投資顧問業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていない。

四 (略)

(証券業等を営む投資顧問業者に係る特例)

第十三条 投資顧問業者(認可投資顧問業者を除く。)が証券業(証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。)を営む場合(当該投資顧問業者が証券仲介業者(証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。)又は許可外国証券業者(外国証券業者に関する法律第二条第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。)である場合を除く。)又は信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関が営む同項に規定する信託業務をいう。以下同じ。)を営む場合においては、その行う投資顧問業に関して、法第十三条第一項の規定は、適用しない。

2・3 (略)

ロ イ(2)から(6)までに掲げる者並びに当該投資顧問業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人の役員^イの過半数を占めていること又はその代表権限を有する役員であること。

四 (略)

(証券業等を営む投資顧問業者に係る特例)

第十三条 投資顧問業者(認可投資顧問業者を除く。)が証券業(証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。)を営む場合(当該投資顧問業者が証券仲介業者(証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。)又は許可外国証券業者(外国証券業者に関する法律第二条第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。)である場合を除く。)又は信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関が営む同項に規定する信託業務をいう。以下同じ。)を営む場合においては、その行う投資顧問業に関して、法第十三条第一項の規定は、適用しない。

2・3 (略)